

一般事業主 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができるよう、特に女性社員の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産・復職時における支援に取り組むため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内容

目標1：産前産後休業と出産手当金、育児休業と育児休業給付金について、また産休中や育休中の社会保険料免除などの諸制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和2年4月～ 専門家（社会保険労務士）による研修を行う。
- 令和2年5月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布する。

目標2：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和2年4月～ 相談窓口の設置について検討する。
- 令和2年4月～ 相談員の研修を行う。
- 令和2年5月～ 相談窓口の設置について社員への周知をする。